

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南相木村長 様

住所

氏名

印

### 空き家バンク登録申込書

このことについて、南相木村空き家情報登録制度設置要領に定める制度の趣旨等を理解し、同要領第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申込みます。

登録内容は、別紙「空き家バンク登録カード」（様式第2号）記載のとおりです。

1. 契約交渉について、次のとおり①当事者間の交渉か、②村と協定を結ぶ宅地建物取引業者の仲介かを選択してください。
  - ① 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
  - ② 契約交渉に係る全てについて、（一社）長野県宅地建物取引業協会佐久支部佐久平地区へ仲介を依頼します。

併せて、（一社）長野県宅地建物取引業協会佐久支部佐久平地区へ情報を提供することを承諾します。

※南相木村では、交渉の円滑化や契約上のトラブル防止のため、専門業者の仲介を推奨しています。

注(1) 南相木村では、情報の紹介や必要な連絡調整を行ないますが「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、（一社）長野県宅地建物取引業協会佐久支部佐久平地区（以下「協会」という。）への依頼となります。なお、協会へ依頼した場合は、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

(2) 南相木村個人情報保護条例（平成12年条例第23号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。